

第3章

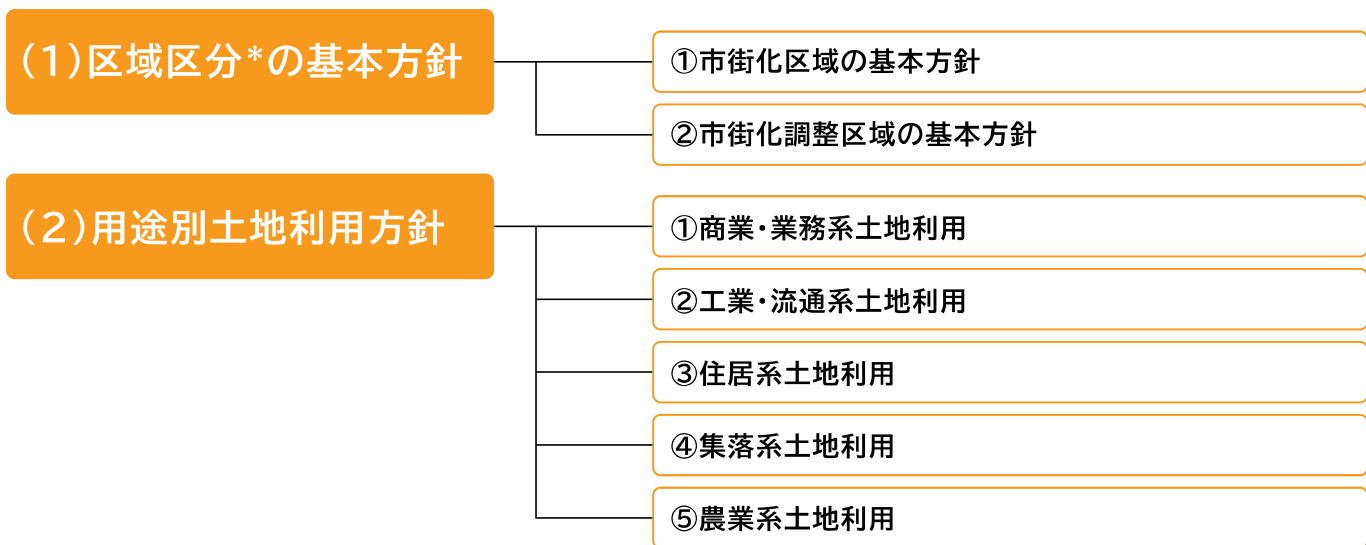
都市づくりの方針

○ 都市づくりの方針の体系図

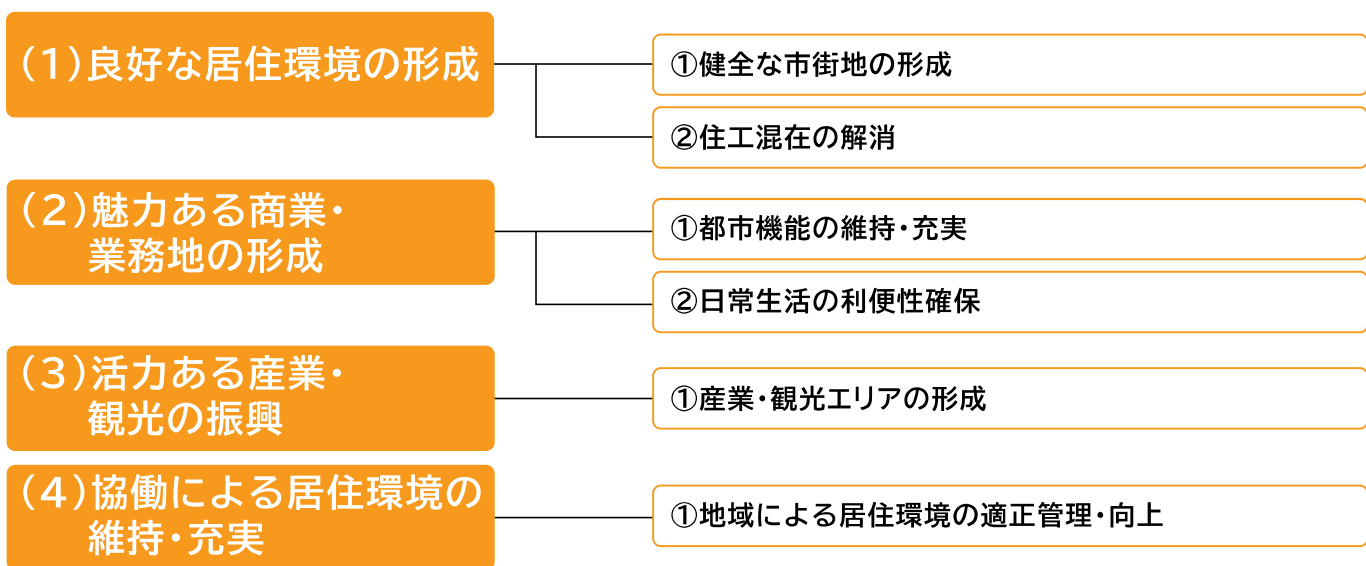
- 1 土地利用の基本方針
- 2 市街地形成の基本方針
- 3 交通体系の基本方針
- 4 水と緑の基本方針
- 5 都市環境の基本方針
- 6 安全・安心の基本方針

○都市づくりの方針の体系図

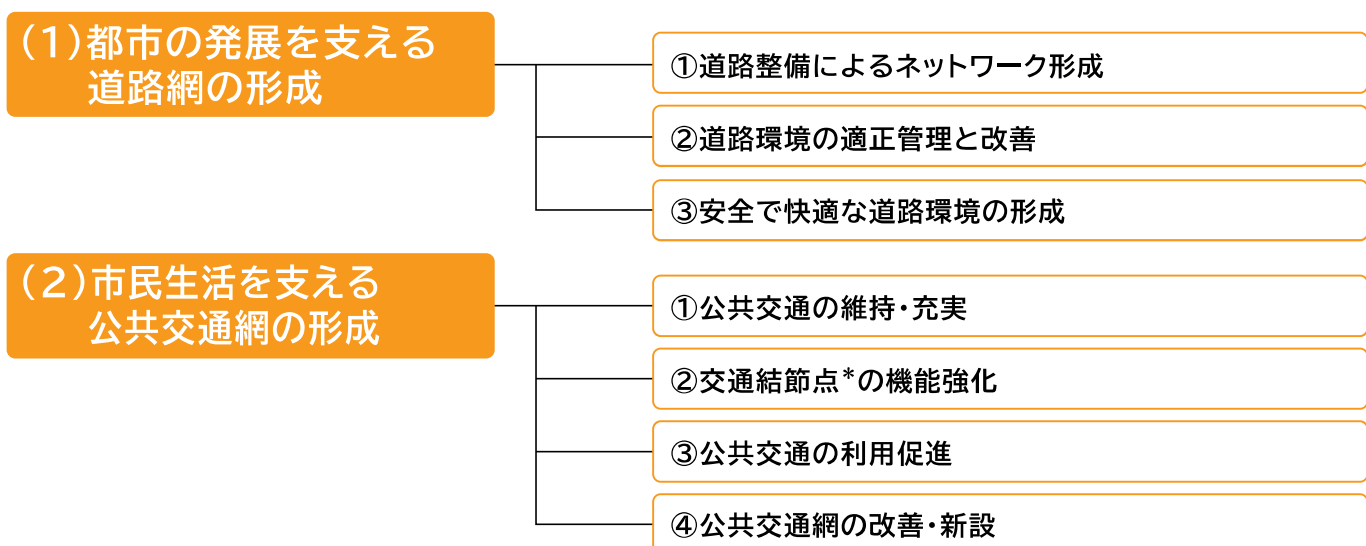
1 土地利用の基本方針



2 市街地形成の基本方針



3 交通体系の基本方針



4 水と緑の基本方針



(1) 水と緑のネットワーク形成

- ① 水と緑のネットワークの充実
- ② 緑道の整備・充実
- ③ 水辺空間の保全・活用

(2) 集い憩える公園づくり

- ① 公園の充実
- ② 公園の維持管理
- ③ 公園の利用・活用の推進

(3) 身近な緑の管理・保全

- ① 緑地等の管理・保全
- ② 街路樹の管理・保全
- ③ 農地の保全
- ④ 緑化の推進

5 都市環境の基本方針



(1) 環境に配慮した都市づくりの推進

- ① スマートシティ*の実現
- ② 循環型都市づくり
- ③ 生物多様性*の確保

(2) 越谷らしい景観形成の推進

- ① 地域資源を活かした景観づくり
- ② 魅力を高める景観づくり
- ③ 守り創り育てる景観づくり

(3) 福祉の都市づくりの推進

- ① 暮らしやすい都市づくり
- ② 医療・福祉機能の充実

(4) 都市施設*の適正管理

- ① 上水道の適正管理
- ② 下水道の適正管理
- ③ その他都市施設*の適正管理

(5) 公共施設等の適正管理

- ① 公共施設等の適正化と活用

6 安全・安心の基本方針



(1) 防災・減災*対策の推進

- ① 災害に強い都市づくり
- ② 災害・防災情報の充実
- ③ 協働による地域防災力の強化

(2) 防犯対策の推進

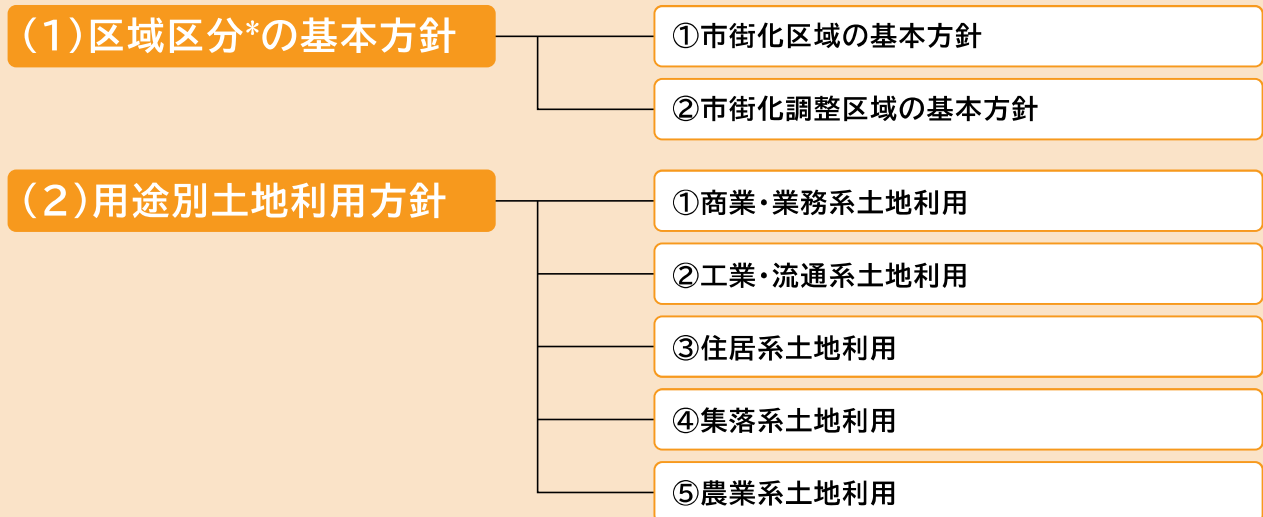
- ① 防犯の視点を取り入れた環境づくり

■基本的な考え方

人口減少や少子高齢化が進む中、土地需要やライフスタイルの変化に対応した都市づくりや、水害などの自然災害に備えた都市づくりの重要性が高まっています。そのため、多面的な機能を有する農地の保全に努めながら、無秩序な市街地の拡大*の抑制を図り、質が高くメリハリのある土地利用を推進します。

また、市街化区域では、鉄道駅を中心に商業・業務系、住居系の土地利用による市街地が形成され、その周辺の市街化調整区域では、集落系、農業系の土地利用が図られており、都市と自然が調和した都市構造の素地が整っているため、これらの土地利用を活かしながら、持続可能な都市として維持・成長していけるよう集約連携型都市構造の実現を目指します。

■体系図



市街化区域と市街化調整区域

(1) 区域区分*の基本方針

① 市街化区域の基本方針

- ・市街化区域については、住居系土地利用を図る新たな拡大は原則として行わないこととし、現在の住居系土地利用において、適正な人口密度が保てるよう生活利便性やコミュニティの確保等に努めます。
- ・生活拠点である鉄道駅周辺については、市民活動や日常生活の利便性を高める商業・業務、医療・福祉・子育て支援機能などの都市機能の集積が図られる土地利用を推進します。

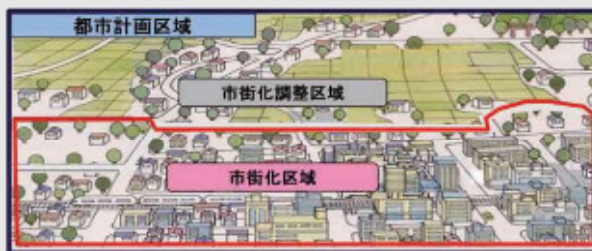
② 市街化調整区域の基本方針

- ・市街化調整区域については、無秩序な市街地の形成を抑制するとともに、災害リスク等を考慮しながら、適正な土地利用を図ります。
- ・市街化区域に近い地域や郊外に点在する既存集落*については、高齢化によるコミュニティの維持などの課題に対応するため、地域住民との合意形成を図りながら、周辺環境と調和した土地利用のあり方を検討します。特に鉄道や道路など新たな都市基盤*の整備が具体化又は計画された地域については、その利便性を享受できる新たな土地利用の可能性を検討します。
- ・工業や農業などの産業振興による経済の活性化や魅力の向上を図るため、市街化区域との土地利用の連続性や都市基盤*の整備状況などの立地特性を考慮しながら、新たな土地利用の可能性を検討します。

コラム

区域区分*制度

- 区域区分*とは、都市計画区域について「市街化区域」と「市街化調整区域」の2つのエリアに区分して定める制度のことで、埼玉県が決定する都市計画です。「線引き」とも呼ばれています。
- 高度成長期に市街化が無秩序に拡大するスプロール現象が深刻化したことを背景に、昭和43年(1968年)の都市計画法の抜本改正により創設され、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることを目的としています。
- 市街化区域は、既に市街地を形成している区域や概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域で、開発が原則として禁止されており、市街化を促進するおそれがないなど一定の条件のもとに開発行為や建築行為が認められる区域です。
- 本市では昭和45年(1970年)に当初線引きが行われました。その後、土地区画整理事業*の施行に合わせて順次市街化区域を拡大し、計画的な市街地の形成を図り、農地や営農環境の保全に寄与してきました。



(2) 用途別土地利用方針

① 商業・業務系土地利用

- ・商業・業務系土地利用については、市のにぎわいと魅力を創出する中心的な市街地として、商業・業務機能をはじめとする多様な都市機能の誘導・集積を図ります。
- ・商業業務エリアについては、道路網などの既存ストック*を活用しながら、県南東部地域の中核を担うにふさわしい魅力を確保するとともに、市民の日常生活や企業の経済活動を支える商業・業務、医療・福祉・子育て支援機能など、地域特性に応じた多様な都市機能を有する商業・業務地の形成に努めます。
- ・沿道エリアについては、幹線道路等の沿道において、市民や道路利用者の利便性向上に資する沿道サービス機能、商業・業務機能などを誘導し、魅力ある沿道空間を形成します。

② 工業・流通系土地利用

- ・工業・流通系土地利用については、地域経済の活性化に資するよう、産業の振興や就業の場の確保に向け、周辺環境と調和した操業環境の維持・改善とともに、新たな土地利用の創出を図ります。
- ・産業振興エリア内の流通業務地区*については、流通機能の維持や更なる活性化を図ります。また、国道463号沿道の荻島地区では、広域的な交通利便性を活かし、新たな産業用地の創出を推進します。
- ・住工共存エリアについては、工場などの操業環境と居住環境の双方に配慮した規制や誘導策を講じながら、住工共存型の土地利用を誘導します。また、工場等から住宅へ土地利用の転換が進んでいる地域については、周辺環境に配慮しながら、住居系土地利用への変更を検討するなど、適正な土地利用の誘導を図ります。

③ 住居系土地利用

- ・住居系土地利用については、市民の安全・安心で快適な居住を確保する市街地として、引き続き、良好な居住環境の形成と利便性の維持・充実を図ります。
- ・複合住宅エリアについては、密度の高い中高層の住宅を中心とした住宅地の形成を誘導するとともに、生活利便性を高める商業・業務、医療・福祉・子育て支援機能などの都市機能が充実した、魅力ある居住環境の形成を図ります。
- ・一般住宅エリアについては、低層の住宅やアパートを中心とした住宅地の形成を誘導し、ゆとりのある良好な居住環境の形成を図ります。

④集落系土地利用

- ・集落系土地利用については、市街化調整区域における居住地として、点在する既存集落*のコミュニティの維持と、周辺の営農環境の維持・管理を図ります。
- ・集落エリアについては、本市の農業生産を支える居住地として、コミュニティの維持に資する一定の土地利用を許容しながら、生活環境の改善に努めます。また、駐車場、資材置場等への無秩序な土地利用転換が進むことにより、環境の悪化や行政コストの増大が懸念されるため、適正な土地利用を図ります。






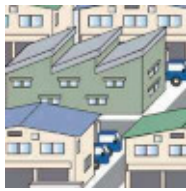










⑤農業系土地利用

- ・農業系土地利用については、本市の農業を支える場として、優良な農地の保全・活用を図ります。
- ・農業振興エリアについては、良質な農産物の供給など農業の生産基盤であり、保水・遊水機能*や環境保全、景観形成など多面的な機能を有する貴重な資源となっていることから、将来にわたって農地を維持できるよう努めます。

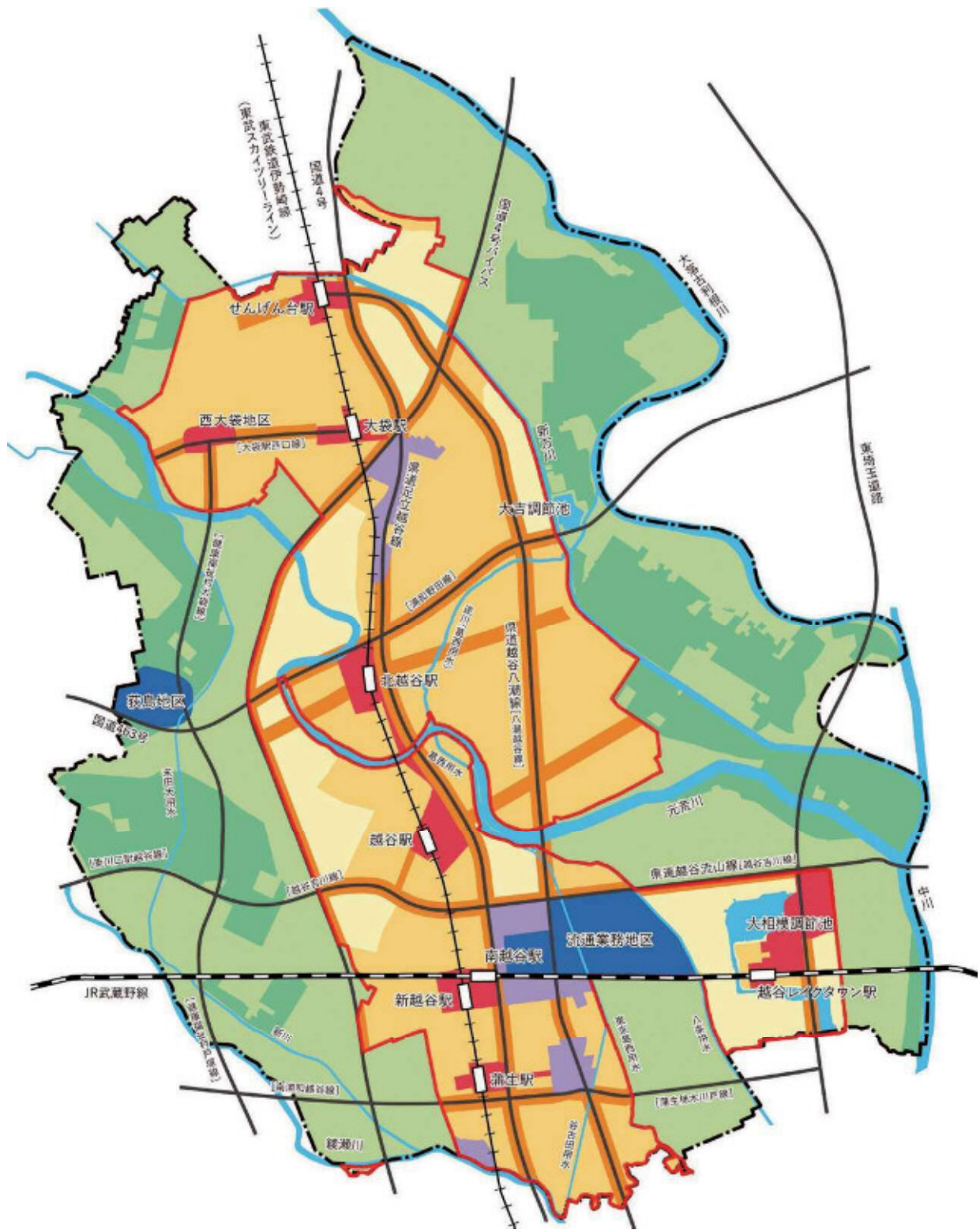











越谷駅上空からみた市内の風景

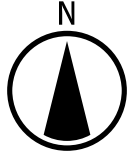
■用途別土地利用方針一覽

区分		土地利用方針	想定される 主な土地利用	イメージ図
商	商業・業務系 商業業務エリア 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市拠点等を中心として、商業・業務機能など多様な都市機能を維持・充実し、にぎわいの創出や地域の活性化を図る。 ○生活拠点を中心として、商業・業務、医療・福祉・子育て支援機能などを維持・充実し、生活利便性の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共公益施設 ・大規模店舗 ・商店街 ・事務所 ・ホテル ・マンション、アパート 	
	沿道エリア 	<ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路等の沿道サービス機能や商業・業務機能などを誘導し、魅力ある沿道空間の形成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共公益施設 ・店舗 ・事務所 ・ホテル ・マンション、アパート 	
工	工業・流通系 産業振興エリア 	<ul style="list-style-type: none"> ○産業拠点において、流通機能の更なる維持・活性化や新たな産業用地の創出を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工場 ・倉庫 	
	住工共存エリア 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域特性を活かし、周辺環境に配慮しながら、産業の振興と就業の場の確保を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工場 ・倉庫 ・店舗 ・事務所 ・住宅 	
住	住居系 複合住宅エリア 	<ul style="list-style-type: none"> ○密度の高い中高層の住宅を中心として、生活利便性の向上と居住環境との調和を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共公益施設 ・店舗 ・事務所 ・マンション、アパート ・住宅 	
	一般住宅エリア 	<ul style="list-style-type: none"> ○低層の住宅やアパートを中心として、良好な居住環境の形成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共公益施設 ・住宅 ・アパート 	
農	集落系 集落エリア 	<ul style="list-style-type: none"> ○既存集落*や農地を中心とし、営農環境に配慮しながら、既存コミュニティの維持と生活環境の改善を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農家住宅 ・農地 ・農業用施設 	
	農業系 農業振興エリア 	<ul style="list-style-type: none"> ○集団的な農地を中心として、優良な農地の保全・活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地 ・農業用施設 	

■土地利用方針図



- | | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
|  商業業務エリア |  複合住宅エリア |  鉄道・駅 |
|  沿道エリア |  一般住宅エリア |  主要幹線道路 |
|  産業振興エリア |  集落エリア |  河川・水路・水面 |
|  住工共存エリア |  農業振興エリア |  市街化区域界 |
| | |  行政界 |



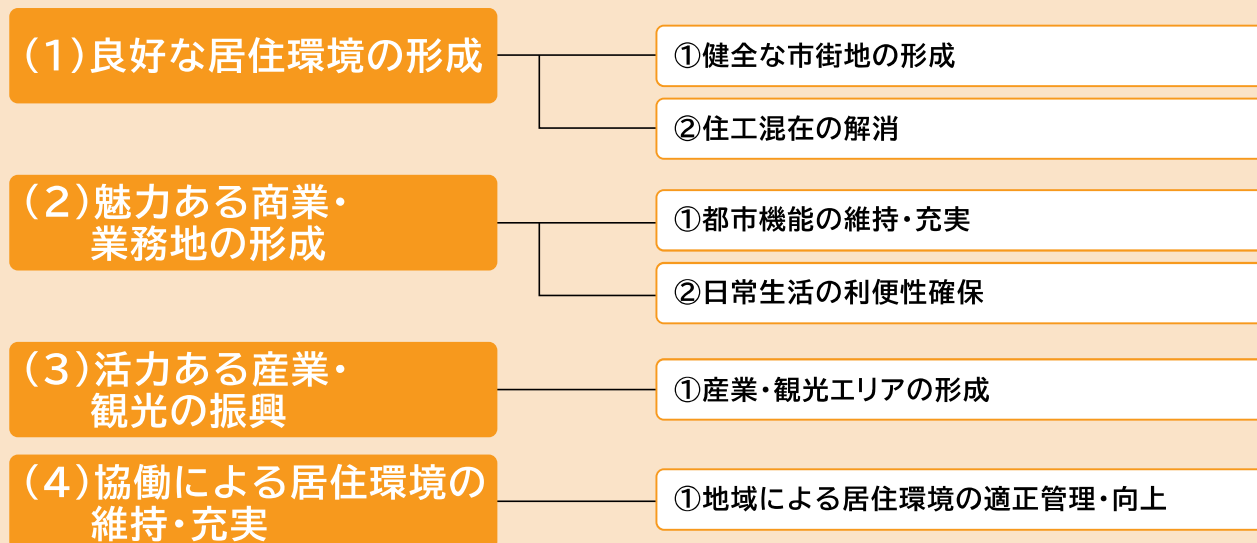
※[]内は都市計画道路名称
 0 500 1,000 2,000メートル

■基本的な考え方

人口減少や少子高齢化が進む中で、持続可能な都市として維持・成長していけるよう、都市機能と人口密度が維持・充実した質の高い市街地を将来にわたって維持し、更なるにぎわいの創出を図っていくことが必要となります。

特に、鉄道駅周辺など一定の都市機能が集積した地域では、市街地の質の向上や都市機能の充実を図るとともに、都市計画制度等を活用した新たな活力の創出に資する土地利用の誘導など、市民にとって魅力的で多様なサービスを享受できる市街地形成を目指します。

■体系図



新越谷駅・南越谷駅周辺



まちなかの水辺空間

(1) 良好な居住環境の形成

① 健全な市街地の形成

- ・西大袋地区については、土地区画整理事業*により道路などの都市基盤*の整備を円滑に進めながら、良好な居住環境の形成に向けた土地利用の誘導に努め、健全な市街地の形成を推進します。
- ・密集した住宅地や狭あい道路*など都市基盤*が十分でない地区については、生活道路の確保や空き地などの低未利用地*をオープンスペース*として活用したゆとりある空間の創出を促進し、居住環境の向上に努めます。
- ・都市拠点や生活拠点等では、定住人口*の維持や拡大を図るため、市街地開発事業*などを活用しながら、地域特性を活かした都市機能の更新や土地の高度利用*を図り、健全な市街地の形成に努めます。
- ・水害による被害の危険性がある地域については、市民や事業者が、浸水リスクを考慮した適正な土地利用や被害軽減に向けた対策等を行うことができるように、ハザードマップ*の周知を推進するとともに、地域住民の防災意識の向上など、災害対応力を備えた市街地の形成に努めます。
- ・空き家については、「越谷市空家等対策計画」に基づき、適正管理の促進、発生の予防・抑制、活用・流通の促進を図り、居住環境の保全・向上に努めます。



越谷駅東口周辺の市街地



良好な居住環境

② 住工混在の解消

- ・工業・流通系土地利用のうち、工場等から住宅へ土地利用の転換が進んでいる地域については、周辺環境に配慮しながら、住居系土地利用への変更を検討するなど、適正な土地利用の誘導を図ります。

(2) 魅力ある商業・業務地の形成

① 都市機能の維持・充実

○ 都市拠点

- ・越谷駅及び新越谷駅・南越谷駅周辺については、都市計画制度や総合設計制度*などを活用しながら、行政、文化、商業・業務、医療・福祉・子育て支援機能など多様な都市機能の集積・誘導を促進し、広域的な波及効果をも発揮する高次の都市機能を有した、にぎわいの創出と魅力ある市街地の形成に努めます。
- ・公共施設の再編にあたっては、都市機能の維持・充実を図るため、機能の強化・複合化に向けた民間の能力の活用*について検討します。

○ 文化教育創造拠点

- ・西大袋地区周辺については、多世代が交流し新たな文化教育を創造する市北部の拠点の創出に向けて、西大袋土地地区画整理事業地内の地区中心部や北部市民会館による行政、文化、商業・業務機能などの都市機能の活用を図るとともに、埼玉県立大学が隣接する地域特性を活かし、医療・福祉・子育て支援、教育・研究機能など多様な都市機能の充実を図ります。

② 日常生活の利便性確保

○ 生活拠点

- ・鉄道駅の周辺などについては、商業・業務、医療・福祉・子育て支援機能など、日常生活を支える都市機能の集積・誘導を促進し、市民の生活利便性の確保と更なる充実に努めます。



地元商店会によるイベント風景



大袋駅西口

(3) 活力ある産業・観光の振興

① 産業・観光エリアの形成

○ 産業拠点

- ・越谷流通業務団地*を含む流通業務地区*については、産業構造の変化や市場ニーズに応じて、物流施設やトラックターミナルなどを中心とした流通機能の維持や更なる活性化に向けた土地利用の誘導を推進します。
- ・国道463号沿道の荻島地区については、産業の振興や就業の場の確保に向け、広域的な交通利便性の高い地域特性を活かし、新たな産業用地の創出を推進します。

○ 観光・交流拠点

- ・越谷レイクタウン駅周辺については、大相模調節池等の既存ストック*を活用するとともに、市民、事業者との連携・協力を図り、魅力ある観光・交流拠点の創出に努めます。
- ・越谷総合公園及び越谷いちごタウン周辺については、市内外から多くの来訪者が見込まれる市民球場や総合体育館及び越谷いちごタウンなどの地域資源を活かしながら、農業や観光等との連携による新たな地域のにぎわいと交流の創出や活性化を図る道の駅等の整備を進めます。

○ 幹線道路沿道での計画的な土地活用

- ・都心に近く交通利便性が高い地域特性を活かし、幹線道路沿道を中心とした計画的な土地活用に向けて、地域経済の持続的な発展に寄与する取組を推進します。

○ 既存施設の維持・活性化

- ・工場や物流施設などの既存産業を維持・活性化するため、施設の更新や拡充など事業者の操業環境の確保と周辺環境の保全の双方の視点から、既存工業団地の機能維持や拡張などを含め、事業者の市外流出の防止に向けた取組を推進します。



越谷いちごタウン



越谷流通業務地区と越谷貨物ターミナル駅

(4)協働による居住環境の維持・充実

①地域による居住環境の適正管理・向上

- これまでに築かれた居住環境を維持し、更に充実させるため、地区計画*や建築協定*、景観協定*の活用など、地域住民との協働による住みやすい都市づくりを促進し、地域特性を活かした良好な居住環境の形成に努めます。
- 地域のコミュニティ活動については、活動の継続と更なる充実を支援しながら、市民や事業者との協働によるエリアマネジメント*等を実施し、にぎわいの創出や地域の活性化を図り、居住環境の適正管理に努めます。
- 市民の重要な居住形態として広く普及しているマンションの居住環境等を維持するには、マンションを適正に管理することが重要です。そのためマンション管理組合の活動を支援し、良好な居住環境の維持に努めます。



地区計画(レイクタウン北地区計画)



建築協定(四季の路)

大袋駅東口周辺地区のまちづくり

○大袋駅東口周辺地区では、地元自治会等や土地所有者、利用者が構成された「大袋駅東口周辺地区まちづくり協議会」を設置し、地区にふさわしい駅前広場、アクセス道路等のまちづくり構想について、検討を進めています。



協議会の様子

越谷空き家バンク

○本市では、(公社)埼玉県宅地建物取引業協会(宅建協会)と連携し、空き家の賃貸・売却を希望する人から申込みを受けた情報を空き家の利用を希望する人に紹介する「越谷空き家バンク」により、空き家の活用や流通を促進しています。

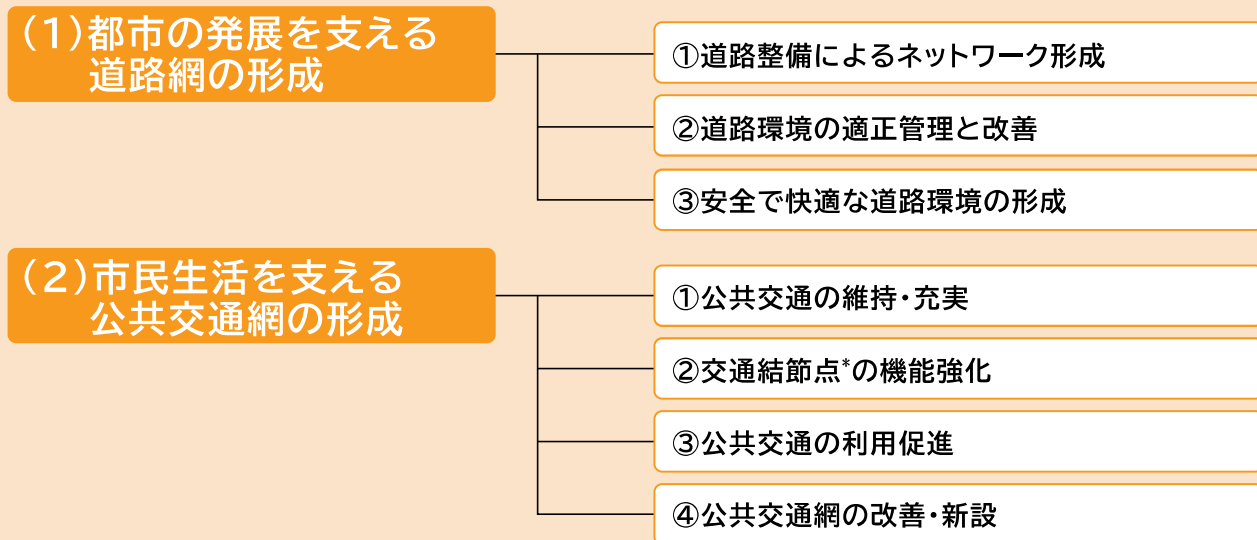


■基本的な考え方

本市が目指す集約連携型都市構造の実現のためには、道路網及び公共交通網の維持と更なる充実を図るなど、持続可能な都市のネットワークの形成が必要です。

通勤・通学などの広域的な移動から、歩ける範囲の日常的な移動まで、誰もが安全で快適に利用できる交通体系の構築を目指します。

■体系図



都市計画道路大袋駅西口線



ゾーン30の指定道路

(1)都市の発展を支える道路網の形成

①道路整備によるネットワーク形成

○広域道路ネットワークの充実

- ・市民の生活利便性の向上をはじめ、広域的な地域間の連携を強化し、防災、観光、物流などの経済活動や都市の安全・発展を支える広域道路ネットワークの充実に向け、埼玉県5か年計画*に位置づけられている核都市広域幹線道路*の動向を注視するとともに、地域高規格道路*である東埼玉道路*(自動車専用部)の整備を促進します。

○主要道路の整備

- ・本市の骨格を形成し市民の生活利便性や経済活動を支える主要道路については、集約連携型都市構造の実現に資する拠点間の連携の強化や、バスなどの交通基盤の確保、避難路や緊急輸送道路*の確保などに対応した、円滑で利便性の高い道路網の整備を推進します。

【主要幹線道路】

広域間を連絡するとともに、本市の拠点間を結び骨格を形成する都市計画道路等(東埼玉道路*、国道4号線、新浦和越谷線・浦和野田線、東川口駅越谷線・越谷吉川線、南浦和越谷線・蒲生柿木川戸線、足立越谷線、八潮越谷線、大袋駅西口線、健康福祉村大袋線・健康福祉村戸塚線)

【幹線道路・補助幹線道路】

主要幹線道路への円滑なアクセスを確保する都市計画道路等(幅員12m以上)

○生活道路の整備

- ・住宅地内などの身近な生活道路については、カーブミラー等の設置による交差点の見通し確保や、歩行者や自転車通行の安全性に配慮した整備を推進します。
- ・市街地や既存集落*における狭あい道路*については、災害時などの避難経路や緊急車両等の通行環境の確保に向けて、「越谷市まちの整備に関する条例*」による道路空間の改善などを図り、道路整備に努めます。

○都市計画道路の見直し検討

- ・限られた財源の中で、円滑で利便性の高い道路網を形成していくためには、効果的・効率的な道路整備を進めていく必要があります。そのため、未着手となっている都市計画道路については、社会経済状況の変化や道路交通状況、財政状況など様々な観点から実現性・必要性を考慮し、道路網の見直しについて検討します。

②道路環境の適正管理と改善

○道路の維持管理

- ・道路の適正管理にあたっては、スマートフォンやパソコンなどを活用した市民からの情報収集や関係機関との情報共有を図り、機能や構造の回復、保持及び強化等を考慮した補修・更新等に努めます。
- ・老朽化が進む道路・橋りょう^{きょうりょう}については、利用者の安全性を確保するため、各施設の定期的な点検調査を行いながら、計画的な補修による長寿命化・更新に努めます^{きょうりょう}。また、地震による落橋・倒壊等の甚大な被害を防止するため、橋長15m以上の重要橋りょう等の耐震化対策を行い、耐震性能の向上と地震時における迅速な通行・輸送機能の確保を図ります。

○道路附属施設*の管理と改善

- ・街路灯やカーブミラー、ガードレールなどの道路附属施設*や路面標示については、施設の安全性や視認性についての点検調査や地域住民、警察、関係機関との連携を図りながら、必要に応じて施設の補修・更新に努めます。

○道路環境の改善

- ・既存の道路環境の質を高め、快適に利用することができるよう、市街地や緊急輸送道路*等における無電柱化*や慢性的な混雑発生箇所の改善などに努めます。

③安全で快適な道路環境の形成

○歩行者の通行に配慮した環境整備

- ・交通量の多い駅前や幹線道路周辺及び自動車の流入が顕在化している住宅地等については、交通量の状況や交通上の諸問題などの分析の上、交通安全施設の整備や交通規制の実施など、地域住民、警察、関係機関との連携により、歩行者等が安全で快適に通行できる道路環境の整備に努めます。
- ・歩行者を優先する通学路や生活道路などについては、ゾーン30*による車の速度抑制やガードレールによる歩車道の分離など、歩行者の安全性を確保するための対策を進めます。
- ・歩行空間の適正な維持管理を行うとともに、地域住民との連携・協働による安全で快適な道路環境の改善に努めます。

○自転車等の利用環境の向上

- ・環境負荷が少ない自転車等の身近で手軽な交通手段については、買い物や駅・バス停までの移動、来訪者による市内回遊など、今後更なる利用が期待されることから、安全で快適に移動できる自転車通行空間の整備を推進し、利用環境の向上を図ります。

(2) 市民生活を支える公共交通網の形成

① 公共交通の維持・充実

○ 既存公共交通の活用

- ・東武鉄道伊勢崎線(東武スカイツリーライン)及びJR武蔵野線をはじめ、バス路線やタクシーにより形成されている公共交通網について、それぞれのサービス特性に応じた活用を図り、円滑な移動を確保します。
- ・誰もが公共交通を利用しやすいよう、主要なバス停等への上屋やベンチの設置、サイクルアンドバスライド*拠点の整備など、公共交通の利用環境の改善を推進します。
- ・バス路線については、鉄道駅までのアクセスをはじめ、高齢者の運転免許返納の増加などにより、日常生活において身近な交通手段としての役割も大きくなっているため、多様な主体との連携・協働を図りながら、維持・充実に努めます。

○ 新たな公共交通の導入

- ・本市には、一部の地域で公共交通を利用しづらい状況がみられることから、バス事業者やタクシー事業者との連携のもと、既存公共交通との競合に配慮しながら、新たな公共交通の導入について検討します。



公共交通の一翼を担うバス乗り場



こしがや公共交通ガイドマップ

コラム

新方地区内での新たな公共交通の導入に向けた取組

○新方地区の東部9自治会では、新方地区に適した新たな公共交通の導入に向けて、新方地区内公共交通導入検討協議会を設立し、地域住民の外出先等に関するニーズの把握を行いながら、具体的な運行計画について検討を進めています。



協議会の様子

②交通結節点*の機能強化

○交通結節機能の強化

- ・鉄道駅は、鉄道やバス路線、タクシー、自家用車、自転車など、多様な交通手段が選択可能な交通の結節点であるため、駅前広場の整備・再整備や鉄道・バス路線間のダイヤ接続、周辺案内の充実など、ハード・ソフト両面から交通結節機能の強化に努めます。

○駐車場・駐輪場の整備

- ・駐車場については、商業施設など建築物の用途や駅周辺などの立地状況を踏まえ、事業者との連携を図りながら、需要に応じた必要規模の確保を促進し、円滑な道路交通や交通結節点*の機能強化の確保に努めます。
- ・駐輪場については、駅周辺の放置自転車などの問題に対応するため、事業者との連携により、自転車需要を踏まえた駐輪場の整備に努めます。

③公共交通の利用促進

- ・人口減少や少子高齢化の進展に伴い事業者を取り巻く環境が厳しくなる中、公共交通サービスの維持に向け、通勤・通学、買い物、コミュニティ活動をはじめ、子育てや通院、介護、高齢者や障がいのある方の就労など、様々な場面において公共交通の利用促進を図ります。
- ・持続可能な公共交通網の形成を進めていくためには、自家用車による移動から公共交通への自発的な転換を促進する必要があります。そのため、公共交通の利用促進ツールの作成・活用や、バスの乗り方教室など、多様なモビリティ・マネジメント*事業を展開し、公共交通の利用意識の向上を図ります。
- ・公共交通網の確保・維持・活性化のため、ICT*やAI*などの新技術を活用した新たなモビリティサービス*について検討します。

④公共交通網の改善・新設

- ・現在構想されている地下鉄8号線*については、市民の交通利便性の高まりとともに、新たな都市機能の立地促進など、本市への波及効果も期待できることから、引き続き、関係市町との連携を図りながら、関係機関への要望活動を行っていきます。
- ・踏切事故の解消、道路交通の円滑化及び市街地の一体化のため、北越谷駅以北における東武鉄道伊勢崎線(東武スカイツリーライン)の高架化延伸については、引き続き、関係機関との連携を図りながら、長期的視点で検討します。

交通体系方針図

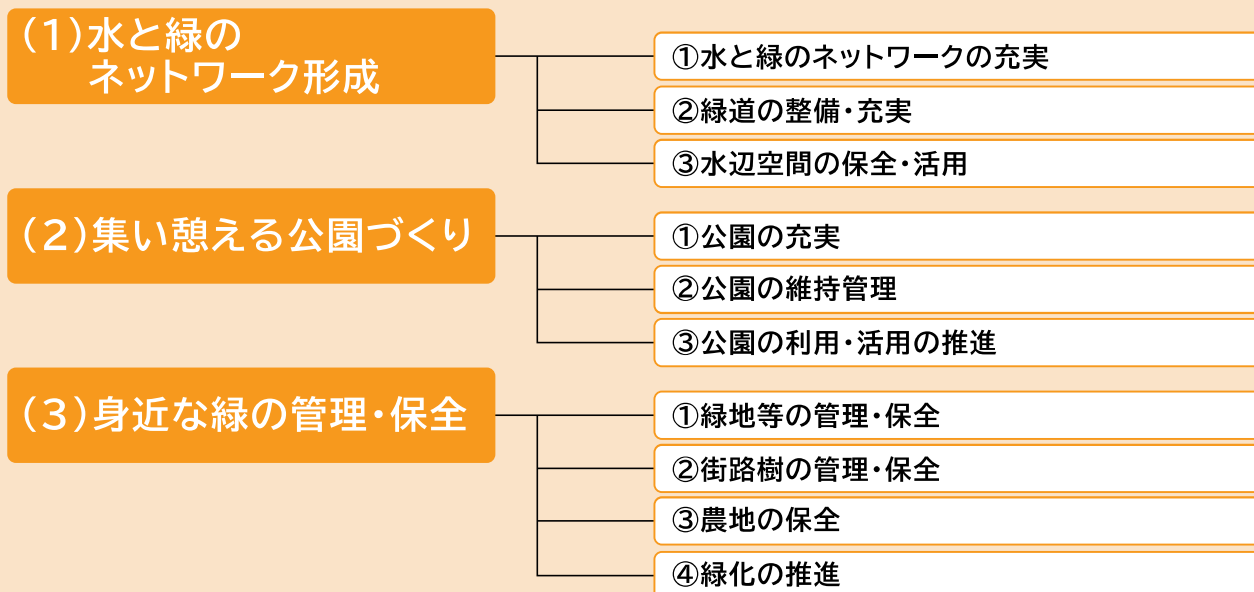


■基本的な考え方

水辺空間や緑地空間は、良好な都市環境や多様な動植物の生息・生育空間を形成する重要な要素であることから、自然と調和した暮らしをしていくうえで、これらを保全・創出していくことが必要です。本市の特徴である河川・水路沿いにある緑道などと公園、街路樹、農地、樹林地などの緑をつなぎ、水と緑にふれあえるネットワークの形成を推進します。

また、公園や緑地は、日常生活に安らぎと潤いを与える貴重な空間であると同時に、環境保全及びコミュニケーションの場となるほか、災害時には一時的に避難できるオープンスペース*となることから、施設の充実や適正な維持管理を図り、利用・活用を推進します。

■体系図



潤いのある公園(じゃぶじゃぶ池)



遊具(レイクタウン第八公園)

(1)水と緑のネットワーク形成

①水と緑のネットワークの充実

- 本市の特徴である河川・水路と一体となった緑道と公園、幹線道路沿いの街路樹、更には周辺に広がる農地などの多様な緑をつなぐことで、日常生活の中で水と緑にふれあえる都市環境の形成と多様な動植物が生息・生育できる、水と緑のネットワークの形成を推進します。



もとあらかわ
元荒川と桜並木



葛西用水渡り

②緑道の整備・充実

- 市民の散策や休息の場として利用できる緑道の整備・充実を図るとともに、維持管理団体など市民との協働による適正管理に努め、市民が日常生活の中で憩いと安らぎを感じられる緑道づくりを推進します。
- 緑道沿いでは、余剰地を活用し、休憩施設等の付帯施設の整備に努めます。

③水辺空間の保全・活用

- 本市の特徴である水と緑のつながりのある良好な水辺空間が創出できるように配慮した整備に努めます。
- 本市の生態系の保全を図るため、動植物の生息・生育空間となる河川・水路や緑道、調節池等については、生態系に配慮した整備と適正管理に努めます。
- 大吉調節池と大相模調節池については、市民が憩いと安らぎを感じられる場や親水性を活かしたレクリエーション*、イベントの場として、利用・活用される魅力的な緑・親水拠点の創出に努めます。



良好な水辺空間



大相模調節池の活用

(2) 集い憩える公園づくり

①公園の充実

○本市の拠点となる公園の整備

- ・都市基幹公園*である越谷総合公園、しらこぼと運動公園、出羽公園、平方公園については、憩いの場やスポーツ・レクリエーション*の場を提供し、市民の健康と交流を支える緑・親水拠点としての整備・拡充を推進します。また、県営しらこぼと水上公園や県民健康福祉村については、埼玉県と連携を図りながら維持に努めます。
- ・大規模公園は防災拠点としての役割も担うことから、災害時の活用に配慮した整備に努めます。

○身近な公園の整備

- ・住区基幹公園*である街区公園*、近隣公園*、地区公園*については、日常生活における身近な憩いの場やコミュニティの場となるほか、災害時には一時的に避難できるオープンスペース*として利用・活用しやすい公園となるよう、地域ニーズや地域特性を踏まえながら、新規整備や機能の維持・充実に努めます。また、公園不足地域などについては、バランスを踏まえながら地域の状況に応じた手法により、公園の整備に努めます。

○公園機能の見直し

- ・既存の公園については、地域の実情やニーズ、役割、必要性等を考慮しながら公園機能の見直しについて検討し、公園の魅力向上に努めます。

②公園の維持管理

- ・遊具などの公園施設については、利用者が安全で安心して利用できるよう、適正な維持管理を行うとともに、効率的な補修・更新による長寿命化に努めます。
- ・公園の維持管理については、維持管理団体など市民との協働による取組を推進します。

③公園の利用・活用の推進

- ・公園の利用・活用に向けては、ライフスタイルの多様化に伴う市民ニーズの変化に対応するため、多様な主体との連携・協働を図りながら、地域に親しまれる憩いや交流の場となるよう魅力ある公園づくりを推進します。



市民との協働による公園の維持管理活動



親しまれる公園

(3)身近な緑の管理・保全

①緑地等の管理・保全

- ・流通業務団地*の緩衝緑地*、環境保全区域*内(宮内庁埼玉鴨場周辺地域、久伊豆神社周辺地域)など、まとまりのある緑地の適正な管理・保全に努めます。
- ・良好な景観形成や動植物の生息・生育空間など、多様な機能を担う緑地や屋敷林*等は、身近で貴重な自然であることから、保全に努めます。

②街路樹の管理・保全

- ・幹線道路沿いの街路樹は、緑陰の提供や景観の向上により人々の心に潤いを与えるほか、騒音や気温上昇の抑制、延焼防止効果など、多様な機能を担うことから、運転者や歩行者の視認性や安全性などを考慮し、生育状況や立地状況など地域の実情に応じた維持管理に努めます。
- ・幹線道路沿いの街路樹や緑地については、地域住民との連携・協働による管理・保全を推進します。

③農地の保全

○生産緑地*の維持・保全

- ・市街化区域に分布する生産緑地*については、農業生産の場としてだけでなく、市街地に潤いを与える身近な緑の空間として、また保水・遊水機能*やヒートアイランド*の緩和など、多面的な機能を担っているため、市街地における継続的な営農が図れるよう、地権者との協力のもと、維持・存続に努めます。

○農地の保全と活用

- ・本市の農業生産を支える農地については、農地の集積化・集団化による営農環境の改善や、地域の意向を踏まえながら、企業参入の促進など、保全・活用に努めます。
- ・農地と観光交流を組み合わせた観光農園や体験農園など、新たな活用について検討します。



市内に広がる農地



市民農園

④緑化の推進

- ・身近な緑や地域の環境に対する市民の関心を高め、日常的な緑化活動への参加を広げるため、緑に関する情報の発信や啓発活動、意見交換などを図り、市民や事業者との協働による緑化を推進します。
- ・市役所や地区センター、小中学校等の公共施設や道路、公園等の都市施設*については、緑化に配慮した整備を推進します。
- ・住宅や工場などの私有地については、開発行為時における「越谷市まちの整備に関する条例*」に基づき、公園等の整備や緑化の指導に努めます。また、地区計画*や建築協定*などを活用し、市民や事業者との協働による緑化の推進を図ります。



建築協定による緑地の確保(四季の路)



協働による緑化活動

コラム

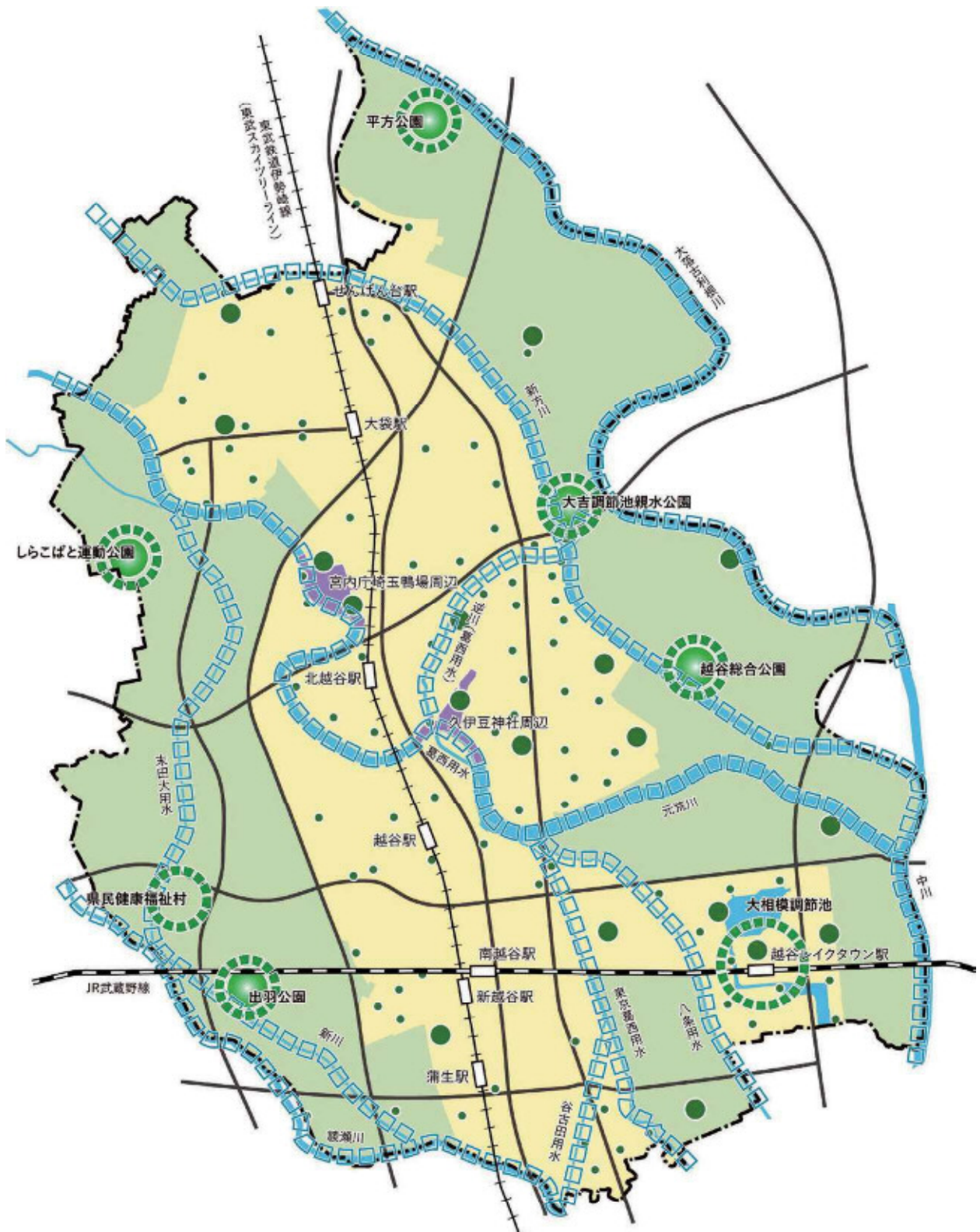
市民との協働による維持管理

○維持管理団体、自治会、地区コミュニティ推進協議会*との協働により、清掃活動や花植え活動などの維持管理活動を通じて、安全かつ快適に利用できる公園や緑道などの環境づくりに取り組んでいます。



維持管理活動の様子

■水と緑の方針図





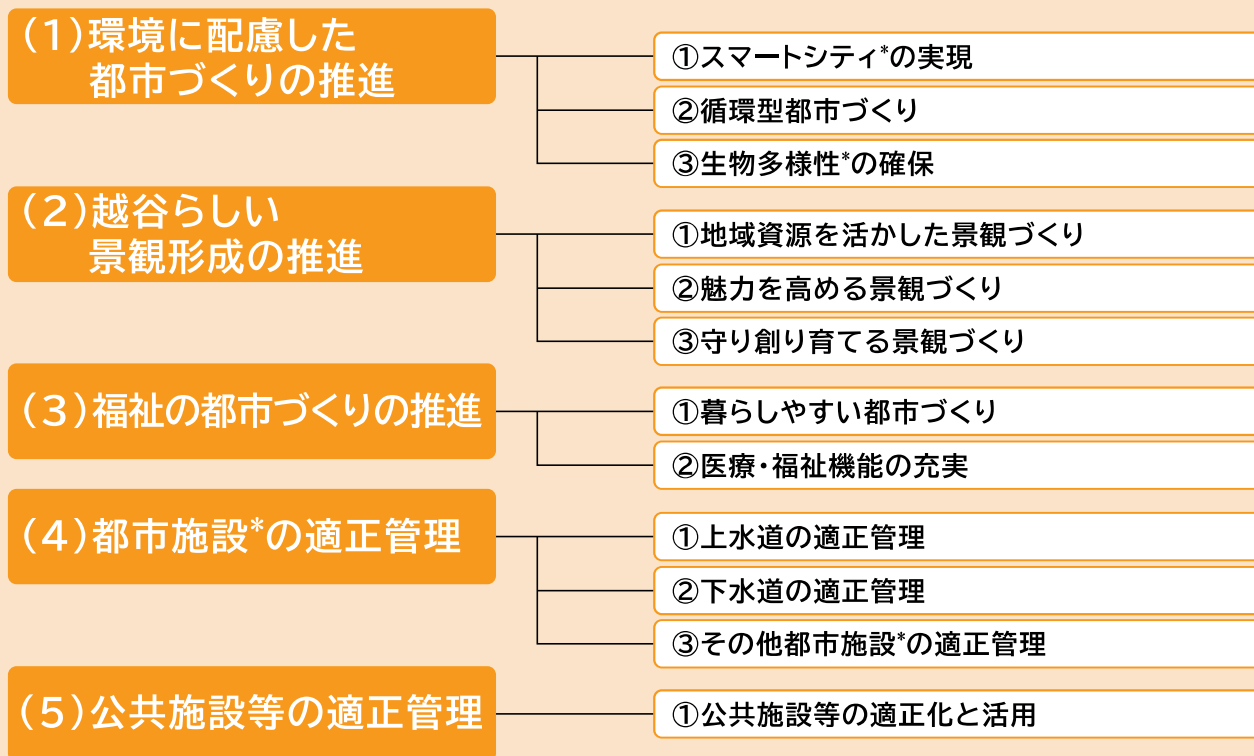
■基本的な考え方

人と環境にやさしい都市の実現に向け、環境負荷の低減に寄与する水と緑の保全・活用や公共交通の利用促進、再生可能エネルギー*の導入など環境に配慮した都市づくりを推進し、将来にわたって持続可能な都市環境の形成を目指します。

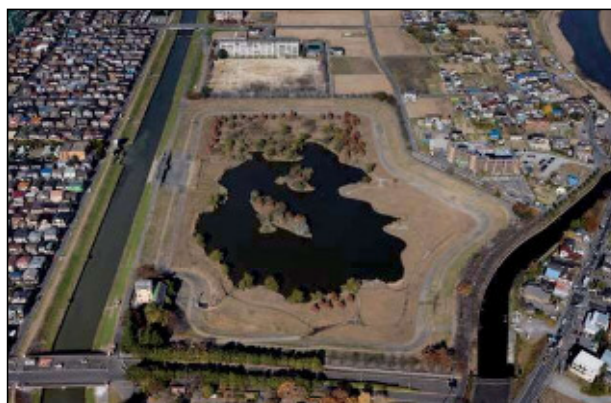
また、本市の特徴である水と緑の良好な自然景観や街並み景観、歴史的景観を、多様な主体と連携・協働しながら守り創り育て、調和した魅力ある越谷らしい景観形成を推進します。

更に、人口減少や少子高齢化に対応し、誰もが暮らしやすい都市づくりを推進するとともに、質の高い市民サービスの継続的な提供と安定した都市経営の観点から、既存ストック*の計画的な維持管理と機能の強化を推進します。

■体系図



葛西用水と白さぎ



大吉調節池

(1)環境に配慮した都市づくりの推進

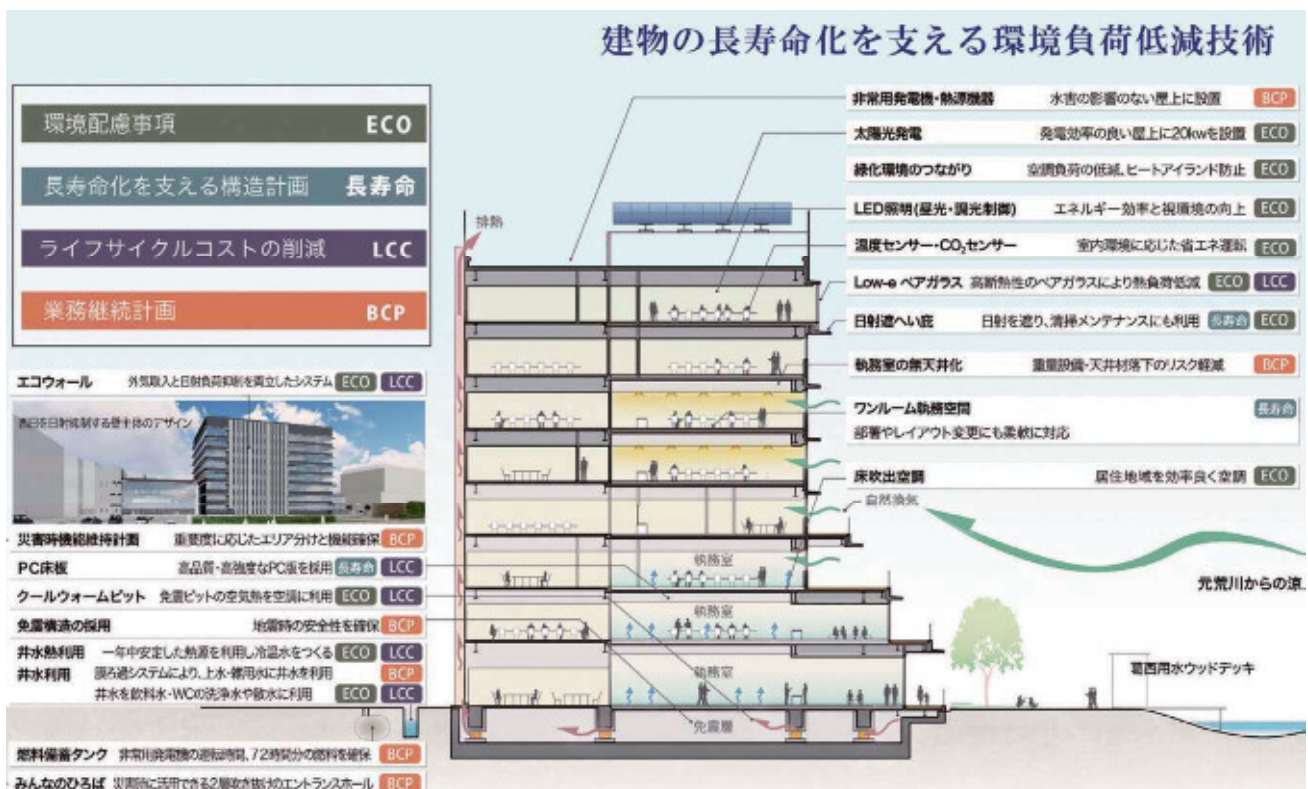
①スマートシティ*の実現

○ICT*、IoT*等の新技術の活用

- ・自然環境との共生や省エネルギー化、交通環境の改善など、都市が抱える様々な課題に対して、ICT*やIoT*などの新技術を活用しながら、適正なマネジメントと全体最適化による持続可能な都市(スマートシティ*)の実現を目指します。
- ・自家用車から公共交通への転換は、市内を走る自動車総数の抑制や道路の混雑緩和にもつながり、気候変動の一因でもある温室効果ガス*の排出抑制にも効果が期待できることから、引き続き、公共交通の利用を促進します。また、事業者との連携・協働を図りながら、路線バス等のEV*化や自動運転など、新技術の活用による環境と調和した持続可能な公共交通網の形成を目指します。

○低炭素*型都市づくり

- ・都市内の水辺や緑地は、周辺の熱を下げる効果や、温室効果ガス*の吸収源としての役割も有していることから、多様な主体との連携・協働による良好な自然環境の管理・保全に努めます。
- ・暮らしに潤いを与える宅地内緑化の確保や、太陽光発電や蓄電池をはじめとする再生可能エネルギー*の導入に向けた支援など、温室効果ガス*の削減に向けた取組を促進します。
- ・公共施設や道路等の都市施設*については、資源・エネルギーの適正利用や消費抑制による効率化と環境負荷の軽減により、環境に配慮した整備を推進します。



新庁舎における環境負荷低減技術

②循環型都市づくり

○資源・エネルギーの循環

- ・限られた資源を有効に活用した資源・エネルギーの循環型都市づくりの推進に向けて、雨水の雑用水及び防火用水などへの利用、ごみ焼却時に発生するエネルギーを活用した発電・余熱利用など、資源・エネルギーの効率的な利用に努めます。

○ごみの減量・資源化

- ・市民や事業者との協働により、ごみの発生抑制、再使用、再利用に取り組み、循環型都市づくりを推進します。

○水質の改善

- ・公共下水道(汚水)と合併処理浄化槽*以外の生活雑排水については、未処理のまま河川等に放流されることを防止するため、「越谷市生活排水処理基本計画」に基づき、合併処理浄化槽*の設置促進や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽*への切り替えなどの生活排水対策を推進し、河川等の水質の改善に努め、河川や海などの水質の維持・回復を図ります。

③生物多様性*の確保

- ・動植物の生息・生育空間となる河川・水路や緑道、公園などの自然環境について、適正な管理・保全を図り、生物多様性*の確保に配慮した都市づくりを推進します。



平方自然観察林



コシガヤホシクサ

(2)越谷らしい景観形成の推進

①地域資源を活かした景観づくり

- ・遠景が望める地域特性を活かしながら、元荒川などの河川や社寺林*、屋敷林*などの地域資源を保全・活用をすることにより、水と緑のつながりのある景観づくりに努めます。
- ・住宅地については、地区計画*や建築協定*などを活用し、潤いある緑豊かな越谷レイクタウン地区など、地域の個性を活かしながら快適に住み続けられる景観づくりに努めます。
- ・市内に点在する社寺や、宿場町の面影を残す地域資源の保全・継承と、更なる魅力創出に資する活用を図りながら、市民が歴史・文化を感じ、愛着や誇りを持てる景観づくりに努めます。

②魅力を高める景観づくり

- ・多くの人々が行き来する鉄道駅周辺は、本市の玄関口としてふさわしい、にぎわいと魅力が感じられる景観づくりに努めます。
- ・公共施設や大規模な建築物については、専門家の意見を伺うなど、事業者等と連携しながら周辺環境と調和した景観づくりに努めます。特に、公共施設については、先導的に景観形成を図るため、周辺の環境に配慮した整備を進め、まちの個性を高め、良好な景観のネットワーク形成に努めます。
- ・まちに必要な情報を提供する屋外広告物*については、景観の阻害とならないよう、数量や規模、色彩などによる適切な規制・誘導を推進します。また、リアルタイムに情報を提供できるデジタルサイネージ*等についても、事業者等との協力のもと、周辺の景観に配慮した設置に努めます。



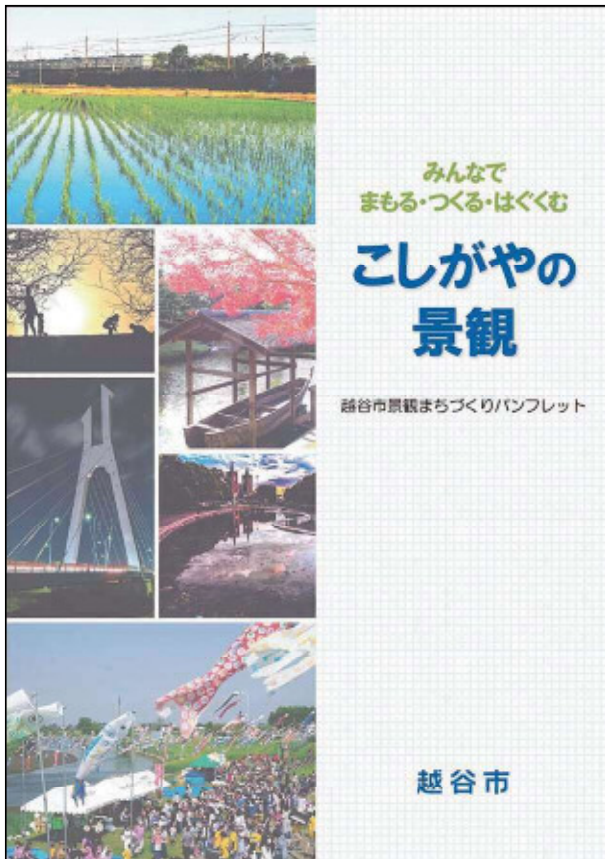
しらこぼと橋(公共施設の景観)



にいがたがわ
新方川沿いの並木道(河川沿いの景観)

③ 守り創り育てる景観づくり

- ・市全域にわたって良好な景観の形成を図るため、市民、事業者、行政が景観形成の主体として、それぞれの役割を果たしながら、景観協定*など協働による景観づくりに努めます。
- ・景観づくりを進めていくためには、一人ひとりが景観を守り、創り、育てていく必要があるため、ホームページ、パンフレットなど多様な媒体を活用し、情報の発信に努めます。また、市民参加により登録された「こしがや景観資源*」を活かし、景観に対する意識の醸成に努めます。



景観啓発パンフレット



こしがや景観資源「レイクタウンからの眺め」



こしがや景観資源「花田苑(竹林)」

コラム

ことのは越ヶ谷景観協定

○景観協定*とは、土地所有者等の全員の合意により、建築物、工作物、緑化、屋外広告物などの景観を構成するきめ細やかなルールについて、市長の認可を受けて協定として定め、良好な景観の維持・増進を図る制度です。

○本市では、平成27年(2015年)に、市内で初めて、「ことのは越ヶ谷景観協定」が認可・締結されています。



ことのは越ヶ谷景観協定地区

(3)福祉の都市づくりの推進

①暮らしやすい都市づくり

○市街地のバリアフリー*化・ユニバーサルデザイン*化

- ・子どもから高齢者、障がいのある方、外国籍を有する方まで、誰もが快適に暮らせる都市づくりに向けて、多くの人が集まる場所については、災害時における安全性の向上に配慮しながら、バリアフリー*化・ユニバーサルデザイン*化を促進し、利便性の向上に努めます。
- ・誰もが安全・安心に移動できるよう、鉄道駅におけるホームドアの設置やバス等の利用環境の改善など、バリアフリー*化・ユニバーサルデザイン*化を促進します。

○居住支援の充実

- ・公営住宅については、住宅に困窮する低額所得者への住宅のセーフティネットとなるよう、将来的な需要と維持管理に係るコスト等を勘案しながら、管理戸数等の適正化や管理運営業務の効率化を推進します。
- ・民間賃貸住宅等を活用したセーフティネット住宅*の確保や地域におけるサポート体制の構築を図り、住宅確保要配慮者*が安心して暮らせる居住環境の整備に努めます。

②医療・福祉機能の充実

- ・市立病院、保健所、保健センター周辺については、地域の保健医療を担う医療拠点として、保健・医療・福祉の連携体制の整備など地域保健の更なる拡充を図ります。
- ・獨協医科大学埼玉医療センターについては、市民をはじめとした埼玉県東部保健医療圏*の安全・安心な暮らしを守る医療拠点として、地域医療機関との連携強化や医療機能の充実を促進します。
- ・医療機関の立地状況を踏まえ、生活拠点を中心に医療提供体制の維持や更なる充実に努めます。
- ・少子高齢化の進行を見据え、高齢者が安心して元気に暮らし続けることができるように、また、若い世代が安心して子育てができるよう、福祉や子育てサービスの充実を図ります。



ホームドア(北越谷駅)



保健センターと市立病院

(4) 都市施設*の適正管理

① 上水道の適正管理

- ・上水道については、水道施設(浄水場、配水場、水道管など)の計画的な耐震化や更新によって安全で強靱な水道が将来にわたり持続されるよう、本市の水道事業を担う「越谷・松伏水道企業団」と連携を図ります。

② 下水道の適正管理

○ 公共下水道(汚水)の管理

- ・本市の公共下水道(汚水)は、市街化区域を中心とした事業認可区域で概ね整備が完了しています。人口減少へ向かう社会経済情勢を踏まえ、将来にわたって適正な下水道サービスを提供していくため、公共下水道(汚水)の整備区域は現在の事業認可区域までとし、既存施設の延命化や耐震化を推進します。

○ 公共下水道(雨水)の管理

- ・台風や大雨等による浸水被害の軽減に向けて、市街地内の雨水排除に資する公共下水道(雨水)の整備を進めるとともに、雨水ポンプ場の適正管理に努めます。

③ その他都市施設*の適正管理

- ・市内には、道路、公園・緑地、河川などのほか、市民の快適な暮らしを支えるごみ焼却場、廃棄物処理施設、火葬場などの都市施設*があります。これらの都市施設*については、適正な管理による良好な都市環境の確保に努め、将来にわたり持続した行政サービスが提供できるよう、社会経済情勢の変化や財政負担等を踏まえ、都市計画の見直しや施設の機能改善、更新等について検討します。



リユース(東埼玉資源環境組合第一工場)



東町ポンプ場

(5) 公共施設等の適正管理

① 公共施設等の適正化と活用

○ 公共施設の適正管理・市有地の活用

- ・公共施設については、持続可能な都市経営の観点から「越谷市公共施設等総合管理計画」に基づいて、適正な維持管理を推進します。また、今後の人口推移や社会経済情勢等の変化に応じて、施設の規模や機能、配置など、公共施設の適正化についても考慮しながら、持続可能な行政サービスが提供できるよう努めます。
- ・誰もが利用しやすい公共施設に向けて、新設時や改修時にはバリアフリー*化・ユニバーサルデザイン*化を促進し、利便性の向上に努めるとともに、災害時には市民が避難する防災拠点となるため、災害時における安全性の向上にも配慮します。
- ・市有地については、公共的な機能などについて検討し、自主財源の確保のため、貸付等により活用を図ります。

○ 民間の能力の活用*検討

- ・公共施設の統廃合や建替え、新設にあたっては、行政サービスの向上とトータルコストの縮減を図るため、PPP*/PFI*等の「民間の能力を活用した整備手法」についても検討します。



越谷市役所新庁舎

■基本的な考え方

気候変動により頻発・激甚化した台風や大雨、大規模地震などの自然災害に備え、まちの強靱化に向けて、災害に強い都市づくりの重要性が高まっています。市民や来訪者の生命や財産を守ることができるよう、「越谷市地域防災計画」を踏まえながら、多様な主体との連携・協働による水害対策や防災体制の強化など防災・減災*に向けた総合的な取組を推進します。

また、市民が安心して暮らし続けることができるよう、ハード・ソフトの両面から防犯対策を推進し、安全・安心な都市づくりを目指します。

■体系図

(1) 防災・減災*対策の推進

① 災害に強い都市づくり

② 災害・防災情報の充実

③ 協働による地域防災力の強化

(2) 防犯対策の推進

① 防犯の視点を取り入れた環境づくり



災害に備えた訓練の様子



水防パトロールの様子

(1)防災・減災*対策の推進

①災害に強い都市づくり

○水害対策の推進

- ・中川、綾瀬川、元荒川、新方川、大落古利根川など多くの河川が流れる本市の特性を踏まえ、大雨等による浸水被害の軽減に向けて、総合治水対策*を推進します。
- ・一級河川*については、国、埼玉県が進める河川改修を促進します。
- ・雨水排水施設*や調整池等の適正な維持管理に努めるとともに、準用河川*や普通河川*の改修、公共下水道雨水幹線、都市下水路*、ポンプ施設等の整備や機能強化を進め、浸水被害の軽減を図ります。
- ・河川への雨水流出量を抑制するため、公共施設や民有地における雨水流出抑制施設*の設置を促進するとともに、保水・遊水機能*を有する農地・緑地等の適正な管理・保全に努めます。

○火災・震災対策の推進

- ・甚大な被害をもたらす大規模地震や火災の発生に備え、住宅やマンションなどの建築物の耐震化や不燃化を促進します。また、災害時に緊急輸送道路*を閉塞するおそれのある沿道建築物については、緊急車両等の円滑な通行を確保するため、耐震化や不燃化の促進を図ります。
- ・多くの人が集まる駅周辺や住宅が密集した地域については、火災による延焼被害の軽減を図るため、生活道路やオープンスペース*の確保に努めるとともに、防火地域・準防火地域*の指定等による不燃化を促進し、燃えにくい・燃え広がりにくい都市づくりに努めます。
- ・地震発生時に倒壊が懸念される建築物やブロック塀については、所有者等へ日常的な点検・管理の周知や啓発により、安全性の向上に努めます。
- ・災害時における消防水利*として、適正な維持管理や耐震性防火用貯水槽*などの整備を進め、消火用水の確保に努めます。

○災害に備えた環境整備の推進

- ・防災中枢拠点となる市役所や、ヘリポートや防災資器材の備蓄機能を有した防災拠点である河川防災ステーションについては、適正な維持・活用を図ります。また、総合的な防災活動機能を有する県民健康福祉村についても、埼玉県と連携を図りながら、防災拠点としての機能の維持に努めます。
- ・災害時の指定緊急避難場所*や指定避難所*となる公共施設や公園・緑地などについては、「越谷市地域防災計画」に基づく適正配置と、防災備蓄倉庫などの関連施設の充実・強化に努めます。
- ・災害時における延焼遮断帯*や緊急輸送道路*としての機能を果たす幹線道路については、緊急車両等の円滑な通行や救援物資等の輸送の確保に向けて、国・埼玉県などの関係機関との連携・協働を図りながら、安全性の向上に努めます。

②災害・防災情報の充実

- ・地震、洪水、内水*など、本市で想定される自然災害に関する災害リスクをあらかじめ把握できるよう、ハザードマップ*による市民や事業者、来訪者への周知を推進します。
- ・災害時に避難できる場所や防災施設など、防災に関する啓発の充実を推進します。また、水害に関する情報を市街地に表示するなど、災害発生時に主体的な避難行動を促す取組を推進します。
- ・平常時から災害時まで、災害・防災対策に関する情報の周知を推進するため、災害情報管理システムをはじめ、ICT*などの技術の活用も図りながら、情報の収集や発信の強化に努めます。

③協働による地域防災力の強化

○防災意識の醸成

- ・「自助(自分の身は自分で守る)」、「共助(共に助け合う)」、「公助(行政が必要な支援を行う)」の考え方に基づいて、それぞれが主体となって防災活動を実践できるように、防災意識の醸成に向けた継続的な取組を促進します。
- ・避難計画の作成や避難訓練の実施など、防災意識の向上に向けた取組を促進します。

○広域連携の推進

- ・大規模災害による長期的な復旧も見据え、周辺市町や民間事業者との広域連携による地域防災力の強化や、早期復旧に向けた協力体制のあり方についても検討します。

○関係事業者等との連携の推進

- ・電気、通信、ガスなどのライフライン*については、災害時に備え、体制の強化や早期復旧に向けて、関係事業者との連携・協力を図ります。

(2)防犯対策の推進

①防犯の視点を取り入れた環境づくり

- ・道路や公園などの整備に際しては、見通しの確保に配慮した植栽の配置や街路灯、照明灯の設置など、利用者目線だけでなく地域の防犯力向上に努めます。
- ・犯罪の抑止効果が期待される防犯カメラについては、犯罪の発生状況を勘案し、警察等との連携を図りながら、設置促進に努めます。
- ・犯罪防止には、ハード対策の他にも、声かけ運動や地域の見守りなど人の目による対策も重要であるため、防犯パトロールやコミュニティ活動を通じたソフト対策を促進し、地域の防犯意識の醸成を図る取組を推進します。
- ・空き家・空き地の増加は、火災や犯罪等の温床になるおそれがあることから、適正管理や発生の予防・抑制を促進するとともに、空き家・空き地の活用・流通に向けた取組を促進します。

■安全・安心の方針図

